

沿岸広域振興局長告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年10月25日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市臺目第2地割33番3地先から腹帯第3地割4番3地先まで	新	A 104.0～8.0 m	m 10,480.0
		B 97.2～14.2	7,260.0
	旧	A 104.0～8.0	10,480.0
宮古市古田第1地割95番1地先から川井第4地割10番1地先まで	新	A 86.0～8.0	4,070.0
		B 36.0～14.7	2,300.0
	旧	A 86.0～8.0	4,070.0
宮古市川井第3地割95番1地先から箱石第5地割18番13地先まで	新	A 83.0～10.0	9,470.0
		B 115.9～14.2	6,900.0
	旧	A 83.0～10.0	9,470.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成25年10月25日から同年11月25日まで